

茨木市省エネ・省CO₂設備導入事業 補助制度のご案内

募 集 期 間

令和7年（2025年）4月14日（月）～令和7年（2025年）12月19日（金）

※予算の範囲で先着順に受付します。

※窓口に直接お持ちください。

市では、市内の中小企業者の皆さんを対象に、新エネルギー利用設備及び省エネルギー設備を導入された場合、それに要した経費の一部を補助します。

太陽光発電をはじめとする新エネルギー利用設備や、高効率な省エネルギー設備を導入すると、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量の削減ができるほか、ランニングコストも大きく削減できます。さらに、今回の制度を活用していただくと初期投資も軽減できます。

この機会に、皆さんも導入を検討されてみてはいかがでしょうか。皆さんの積極的な取り組みをお待ちしています。

茨 木 市

（担当：産業環境部環境政策課）



募 集 概 要

◆補助対象設備

○新エネルギー利用設備

- ・太陽光発電、バイオマス発電、太陽熱やバイオマス熱などを利用した設備等

○省エネルギー改修

- ・LED照明・高効率空調設備・地中熱利用などの省エネルギー設備への改修
- ・窓の二重化、床・壁・天井・屋根の断熱化（遮熱フィルムや遮熱塗料の使用を含む）
- ・高機能換気設備（全熱交換型の換気設備）

※設備の導入による二酸化炭素の排出削減効果を客観的に把握できるものに限りします。

※法定耐用年数が5年以上あるか、メーカーもしくは販売店の5年以上の保証が必要です。

◆補助対象事業者

- ・市内に事業所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める会社。
- ・過去5年以内に、本補助金の交付を受けていない会社であること。

※ただし、以下の場合は対象外です。

- 1 申請者が個人事業主、会社に該当しない法人（社会福祉法人や医療法人など）の場合
- 2 国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法人が出資している場合
- 3 大企業が当該中小企業者の発行済株式または出資金の2分の1以上を単独に所有し、または出資している場合

※補助対象事業者の詳細をお知りになりたい方は、本補助金のホームページの「補助対象事業者」または「補助要綱」の項目をご覧ください。

◆補助対象事業

- ・設備改修場所（事業所）が市内であること。
- ・補助対象経費（次項参照）が、50万円以上であること。
- ・申請時において工事等（契約や発注含む）が未着手であり、かつ令和8年3月15日までに支払も含めて事業が完了すること。
- ・新エネルギー利用設備の場合、設備導入によるCO₂排出量の削減効果が、補助対象経費100万円当たり年間1 t以上であること。
- ・省エネルギー改修の場合、設備改修によるCO₂排出量の削減効果が、補助対象経費100万円当たり年間2 t以上であること。

※新エネルギー利用設備と省エネルギー改修を同時に行う場合、それぞれで補助対象経費100万円当たりの年間二酸化炭素削減量の要件を満たす必要があります。

◆補助対象経費（消費税等を除きます）

- ・設計費・本工事費・付帯工事費・機械器具費・測量費及び試験費

※他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄附金その他の収入がある場合は、補助対象経費から除外します。

◆補助金額

○次の金額の合計で、300万円を限度とします。

- ・太陽光発電システム：モジュール最大出力1kW当たり12,500円
- ・その他の設備：補助対象経費に1/3を乗じて得た額（千円未満切り捨て）

◆募集期間 令和7年4月14日(月)から12月19日(金)まで【先着順】

ただし、予算の範囲で募集を行います。

◆応募方法

募集期間内に下記の書類を全て揃えて市環境政策課窓口まで直接お持ちください。

【申請書】

- ☐ 茨木市省エネ・省CO₂設備導入事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ☐ 1 事業計画書（様式第2号）
☐ 2 収支予算書（様式第3号）及び見積書の写し
※補助対象事業に要する経費が税抜500万円を超える場合、2者以上の見積書が必要
☐ 3 企業概要書（様式第4号）及び法人の登記事項証明書※申請日前3月以内に取得
☐ 4 改修予定の現況図及びカラー写真
☐ 5 既存設備のカタログ又はその内容が分かる書類
☐ 6 導入予定設備のカタログ又はその内容が分かる書類
☐ 7 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱に基づく誓約書

※なお、場合によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

※提出書類は返却しませんので、控えはご自身でご準備ください。

※申請書等の様式は、市環境政策課窓口に用意しております。

環境政策課のホームページからダウンロードも可能です。

※移転、譲渡、廃止等で当該事業により取得した財産に変更が生じる場合は、必ず事前に市までお知らせください。市に無断で処分された場合、補助金の返還を求めることがあります。

◆工事の着工について

市からの補助金交付決定通知書を受け取ってから、着工（契約含む）をしてください。

（参考）補助対象経費100万円あたりの年間のCO₂削減量の試算方法

消費電力150Wの蛍光灯50台を消費電力75WのLED照明50台に150万円で改修する場合

①年間の電気使用量の削減効果を試算する

（事業所での照明稼働時間：1日12時間、年間244日稼働の場合）

$$\begin{aligned} & \frac{(150(\text{W}) - 75(\text{W})) \times 50(\text{台}) \times 12(\text{時間/日}) \times 244(\text{日/年})}{(\text{消費電力削減量}) \quad (\text{台数}) \quad (1\text{日の稼働時間}) \quad (\text{年間の稼働日数})} \\ & = 10,980,000(\text{Wh}) = 10,980(\text{kWh}) \quad \text{※小数点以下第1位を四捨五入} \\ & \hspace{15em} (\text{年間消費電力削減量}) \end{aligned}$$

②年間消費電力削減量にCO₂排出係数を掛け、CO₂排出量を計算する

※CO₂排出係数は「関西電力の令和5年度未調整排出係数」を使用

$$\begin{aligned} & \frac{10,980(\text{kWh})}{(\text{年間消費電力削減量})} \times \frac{0.000318(\text{t-CO}_2/\text{kWh})}{(\text{CO}_2\text{排出係数})} = 3.492(\text{t-CO}_2) \quad \text{※小数点以下第4位を四捨五入} \\ & \hspace{15em} (\text{年間CO}_2\text{排出削減量}) \end{aligned}$$

③1,000,000円あたりのCO₂排出量を計算する

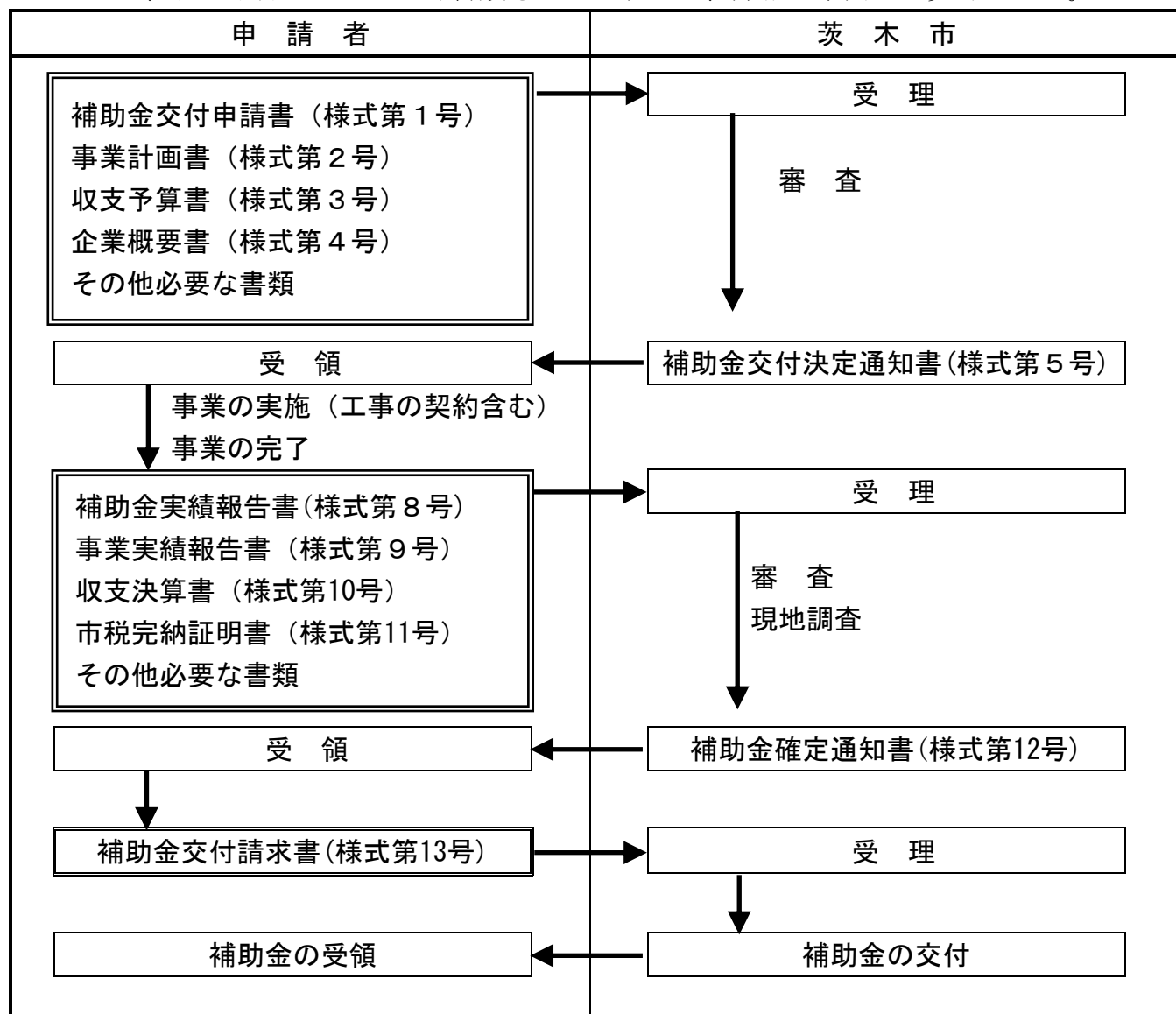
$$\frac{3.492(\text{t-CO}_2)}{1.5(\text{百万円})} = 2.33(\text{t-CO}_2) \quad \text{※小数点以下第3位を四捨五入}$$

※ 申請を検討される方は、まずは一度お問い合わせください。

◆申請から交付までの流れ

※二重線で囲んでいる書類は、申請者の方から市へ提出していただくものです。

なお、別途添付していただく書類もありますので、詳細は中面をご覧ください。



<問合せ先・申込先>

茨木市 産業環境部 環境政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館8階

TEL: 072-620-1644 FAX: 072-627-0289

E-mail: kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

HP: <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/index.html>

（参考）◆大阪府・市では、おおさかスマートエネルギーセンターが設置されています。

各種補助金等の支援制度紹介やお役立ち情報の提供、相談などを行っています。詳しくは、大阪府環境農林水産部エネルギー政策課へお問い合わせください。

（TEL:06-6210-9254 <http://www.pref.osaka.jp/eneseisaku/sec/>）